

スクールロイヤーの位置付けと活用

疋田哲朗（文部科学省高等教育局高等教育政策室 室長補佐）

1. スクールロイヤーの位置付け

（1）スクールロイヤー制度導入までの経緯

文科省では、都道府県・指定都市教育委員会を中心に法務の専門家（スクールロイヤー）への相談体制の整備を支援している。スクールロイヤー制度導入までの経緯については、大きく分けて二つの流れがある。一つ目は、「いじめ対策等」の流れであり、もう一つが「教員の働き方改革」の流れである。

（2）いじめ対策等の流れ

「いじめ対策等」の流れは、2013年の教育再生実行会議「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」にその源流を見ることが出来る。その後、2016～2018年に文科省予算事業で「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」が行われた。

同時期の2017年3月に改訂された「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「解決困難な問題への対応を支援するため、弁護士…など、多様な人材を活用できる体制を構築する」とされており、「いじめへの対処」としてスクールロイヤーの活用が期待されている。

（3）教員の働き方改革の流れ

「働き方改革」の流れは、2015年の中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」に遡る。その後、2019年の中教審答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」で「学校を取り巻く諸問題について法的助言等を行うスクールロイヤーの活用促進をはじめ、法制的な観点から学校をサポートすることを可能とする教育委員会の機能強化」が示されている。

（4）制度化

以上の二つの流れが合流し、2019年に全都道府県・指定都市、市町村教育委員会を対象に実施された「教育委員会・学校における法務相談体制に関する調査」を踏まえ、都道府県・指定都市に弁護士を配置できるよう、普通交付税措置されることとなった。

2. スクールロイヤーの活用

2021年に文科省が行った「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査」によると、都道府県教育委員会事務局として顧問弁護士とは別に専ら教育行政に関与する弁護士に相談できる体制は、37の教委で構築されている。また、実際に相談に当たった弁護士の実人数は、都道府県・指定都市、市区町村で計664人となっている（ただし、複数の自治体で同一の弁護士が計上されている可能性あり）。

3. スクールロイヤーへの期待

制度導入までの経緯から明らかなように、スクールロイヤーには、いじめ対策のためだけでも、教員の働き方改革のためだけでもない活躍が期待されている。学校を取り巻く様々な事情に精通した弁護士が「初期対応の段階から予防的に」問題にかかわることによって、子供にとって最適な教育環境を守り続けることで、子供の最善の利益を実現することが期待されている。